

## 小山工業高等専門学校研究紀要投稿要項

制 定 平成 8年4月1日

最終改正 平成23年4月1日

- 1 小山工業高等専門学校研究紀要（以下「研究紀要」という。）に掲載する論文は、独創的なもので、学術、文化、教育等の発展に寄与するものに限る。内容については、投稿者が全責任を負う。
- 2 審査は、上記1に基づき図書情報センター運営委員会が行う。
- 3 研究紀要に発表できる者は、本校の専任教員とする。ただし、図書情報センター運営委員会が特に認めた場合に限り名誉教授、非常勤講師及び技術職員を発表者とすることができる。共同研究者についても同様とするが、図書情報センター運営委員会が認めた場合にはこの限りではない。
- 4 投稿方法及び論文の体裁等は、次のとおりとする。
  - (1) 投稿は一人一編とする。
  - (2) 論文の長さは刷り上がり10ページ以内とする。
  - (3) 目的、方法、手段、結論等が明記された、論文としての体裁を整えたものであること。
  - (4) 継続論文の場合も一編として独立した体裁をとることとする。
- 5 投稿の申し込みから発行の日までの日程は、毎年次のとおりとする。研究紀要投稿申込書等の様式は別に定める。
  - (1) 投稿申込締切 5月末日
  - (2) 投稿承諾通知等 6月末日
  - (3) 原稿提出締切 9月末日
  - (4) 審査完了、通知等 10月末日
  - (5) 発 行 12月中
- 6 校正は、校了まで投稿者が責任をもって行い、その際内容の変更・文書の訂正・図版の増減又は修正は、これを認めない。
- 7 研究紀要の判は、A4判とする。研究紀要の体裁、表記の仕方及び掲載の順序は別に定める。
- 8 研究紀要には、本校教官が他で発表した研究論文（口頭発表を含む。）を「研究発表一覧」として、別に掲載することができる。
- 9 掲載論文の著作権（著作者人格権は除く）は小山工業高等専門学校に帰属するものとする。
- 10 研究紀要の事務は、総務課図書情報係で行う。
- 11 この要項の運用は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 小山工業高等専門学校研究紀要投稿要項（昭和50年5月19日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年7月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。